

# 岐阜県公報

号外(二) 平成二十六年十二月二十五日

## 人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三十号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の五中「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同条第一号イ中「百分の百三十五」を「百分の百六十五」に、「人事委員会」を「人事委員会規則」に、「百分の百七十五」を「百分の二百五」に改め、同号ロ中「百分の百五十五」を「百分の百八十五」に改め、同条第二号中「百分の六十五」を「百分の七十五」に、「百分の八十五」を「百分の九十五」に改める。

第六十九条の五第一号中「第六条の二第四項」を「第六条の二の二第四項」に改める。  
別表第一の二行政職給料表の部一級の項中「6,500円」を「6,600円」に改め、同部二級の項中「8,400円」を「8,500円」に改め、同部六級の項中「11,100円」を「11,200円」に改め、同部七級の項中「12,000円」を「12,100円」に改め、同表公安職給料表の部二級の項中「8,700円」を「8,800円」に改め、同部五級の項中「11,200円」を「11,300円」に改め、同部六級の項中「11,500円」を「11,600円」に改め、同表教育職給料表(一)の部

## 目次

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 一

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

(同) 二

「10,400円」や「10,500円」に改定し、国家公務員給与表Ⅰの給与及び教育費給付表Ⅲの給与並びに、国家公務員給与表Ⅱの給与の「11,600円」を「11,700円」に改定し、国家公務員給与表Ⅰの給与並びに、国家公務員給与表Ⅱの給与の「9,600円」を「9,700円」に改定し、国家公務員給与表Ⅱの給与の「11,200円」を「11,300円」に改定し、国家公務員給与表Ⅲの給与の「8,000円」を「8,100円」に改定し、国家公務員給与表Ⅲの給与の「10,300円」を「10,400円」に改定する。

国家公務員（標準給与表）及び給与の改定率。

別表第2（第25条の7関係）

職員の区分	1 種	2 種	3 種	4 種
1年未満	円 366,700	円 307,000	円 249,800	円 183,700
1年以上2年未満	366,700	307,000	249,800	183,700
2年以上3年未満	366,700	307,000	249,800	183,700
3年以上4年未満	366,700	307,000	249,800	183,700
4年以上5年未満	366,700	307,000	249,800	183,700
5年以上6年未満	366,700	307,000	249,800	183,700
6年以上7年未満	366,700	307,000	249,800	183,700
7年以上8年未満	366,700	307,000	249,800	183,700
8年以上9年未満	366,700	307,000	249,800	183,700
9年以上10年未満	366,700	307,000	249,800	183,700
10年以上11年未満	366,700	307,000	249,800	183,700
11年以上12年未満	366,700	307,000	249,800	183,700
12年以上13年未満	366,700	307,000	249,800	183,700
13年以上14年未満	366,700	307,000	249,800	183,700
14年以上15年未満	366,700	307,000	249,800	183,700
15年以上16年未満	366,700	307,000	249,800	183,700

16年以上17年未満	362,700	303,700	247,200	182,100
17年以上18年未満	358,700	300,400	244,600	180,500
18年以上19年未満	354,700	297,100	242,000	178,900
19年以上20年未満	350,700	293,800	239,400	177,300
20年以上21年未満	346,700	290,500	236,800	175,700
21年以上22年未満	329,800	276,700	224,800	166,500
22年以上23年未満	312,600	262,700	212,900	156,700
23年以上24年未満	295,900	249,200	200,900	147,600
24年以上25年未満	279,000	235,300	189,100	137,900
25年以上26年未満	262,100	221,600	177,300	128,700
26年以上27年未満	241,300	204,000	162,900	117,700
27年以上28年未満	220,900	186,900	148,600	107,300
28年以上29年未満	200,500	169,600	134,300	97,000
29年以上30年未満	179,700	152,000	120,000	86,000
30年以上31年未満	157,800	134,000	105,000	75,400
31年以上32年未満	135,900	115,700	90,200	64,300
32年以上33年未満	114,200	97,800	75,000	53,900
33年以上34年未満	82,300	71,800	55,900	39,700
34年以上35年未満	52,500	47,500	37,500	26,500

規 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六十九条の五第一号の改正規定は平成二十七年一月一日から施行する。

2 改正後の別表第一の二及び別表第二の規定は平成二十六年四月一日から、改正後の表第十七条の五の規定は平成二十六年十二月一日から適用する。

この規則は、別表第一の二及び別表第二の規定の施行期日と規定する。



35	36	24	25	70	71	57	58	61	56
35	37	25	25	71	71	58	58	61	56
35	37	25	26	71	71	58	58	62	57
35	37	26	26	71	71	58	59	62	57
35	37	26	26	71	72	58	59	62	57
36	38	27	27	71	72	58	59	63	57
36	38	27	27	71	72	58	59	63	58
36	38	27	27	71	72	58	59	63	58
36	38	に	28	71	72	59	60	64	58
36	38	に	を	71	72	59	60	64	58
36	39	34	21	に	73	59	60	64	59
37	39	34	22	に	73	59	60	65	59
37	を	34	22	22	73	59	60	65	59
37	33	35	22	22	を	59	60	66	59
38	34	35	22	23	70	60	61	66	60
38	34	35	23	23	70	60	61	に	60
に改める。	34	35	23	24	70	60	を	58	60
	34	36	23	24	70	に	57	58	60
	34	36	24	25	70	に	57	58	61
	34	36	24			71	57		

60	63	58	52	54	別表第七への表中	を	98	99	別表第七への表中
60	を	58	52	54	50	74	99	100	に
60	57	58	52	54	50	75	に	101	を
61	58	58	53	55	50	75	75	を	91
に	58	58	53	55	50	75	75	91	90
84	58	59	53	55	51	75	75	91	91
84	58	59	53	55	51	76	75	92	91
85	58	59	54	55	52	76	76	93	91
85	59	59	54	56	52	76	76	93	92
86	59	60	54	を	53	76	76	94	92
86	59	60	54	49	53	76	76	94	92
87	59	60	54	50	53	76	77	95	93
を	59	60	55	50	53	77	77	95	93
83	59	60	55	50	53	77	77	96	94
84	60	61	55	50	53	77	77	96	95
84	60	61	55	51	53	77	77	96	96
84	60	62	55	51	54	に改める。	78	97	97
85	60	62	に	51	54		79	98	98

を	31	50	52	62	別表第七の表中	24	23	を	85
26	31	50	52	62		24	24	52	85
26	31	51	52	63		25	24	53	に
27	32	51	53	63		25	25	53	
27	32	52	53	63		25	25	53	53
27	32	52	54	63		25	25	53	53
28	33	53	54	63		26	26	53	53
28	33	に	55	64		26	26	54	53
28	33		を	に		62	27	54	54
29	34	27	46			47	63	27	54
29	34	27	46	47	63	27	54	54	
29	34	28	47	48	64	27	54	54	
30	35	28	47	48	64	28	55	55	
30	35	29	47	49	64	を	55	55	
30	35	29	48	49	65		22	55	
31	36	29	48	50	を	23	55	55	
31	36	30	48	50		61	23	に	56
31	36	30	49	51	62	23	23		56
32	37	30	49	51	62	24	23	56	

46	92	88					94	別表第七の表中	32	
47	92	88	94	88	95	90	94		32	
47	93	88	94	89	95	90	94		33	
47	93	89	94	89	95	91	95		33	
47	93	89	95	90	96	91	95		33	
47	に	89	95	90	96	91	95		34	
		を	90	95	90	96	91		95	34
42	43	90	を	91	96	92	96		90	34
43	43	90		85	91	97	92		90	34
43	43	90	86	91	に	92	96		91	35
43	43	90	86	91		86	92	96	91	35
43	44	91	86	92	86	93	96	91	に改める。	
43	44	91	86	92	86	93	97	92		
44	44	91	87	92	87	93	97	92	92	
44	45	91	87	92	87	93	98	93	93	
44	45	92	87	93	87	94	98	93	93	
44	45	92	87	93	88	94	99	93	93	
44	46	92	88	93	88	94	を	93	93	
45				93	88	94		89	93	93
							90	94	94	

45
45
45
46
46
47

に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。  
(経過措置)
- 2 平成二十六年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員のうち、新規則の規定による号給が改正前の岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（以下「旧規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新規則の規定にかかわらず、旧規則による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

平成二十六年十二月二十五日発行

発行者  
岐阜県

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社